

平成19年度 第12回  
青梅市教育委員会定例会会議録

日時 平成19年11月8日(木)午後1時30分  
場所 青梅市教育センター会議室

## 第12回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 平成19年11月8日（木） 1日間

場 所 教育センター会議室

- 1 教育委員長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 報告事項
  - (1) 委員長報告
  - (2) 教育長報告
- 4 協議事項
- 5 委員長閉議および閉会宣言

### 教育長報告（再掲）

- 1 議会報告
- 2 「平成19年度全国学力・学習状況調査」の結果について（教育指導担当）
- 3 青梅市小・中学校一貫教育検討委員会のまとめについて（教育指導担当）
- 4 美術作品の寄贈について（美術館管理課）
- 5 青梅市子ども読書活動推進事業報告書について（中央図書館管理課）
- 6 諸報告
  - (1) 委員会等会議録
    - ア 社会教育委員会議会議録（社会教育課）
  - (2) 事業等実施予定
    - ア 第5回ウォーキングフェスタの実施について（体育課）
  - (3) 事業等実施結果
    - ア 文化財コンサートについて（社会教育課）
    - イ 青梅子ども読書活動推進事業講演会の実施結果について（中央図書館管理課）
    - ウ 西多摩地域広域行政圏体育大会の結果について（体育課）
    - エ 青梅市民スポーツレクリエーションフェスティバルの結果について（体育課）

### 協議事項（再掲）

- 1 平成20年度教育費予算の編成について
- 2 家庭のスローガン策定について（社会教育課）
- 3 平成19年度青梅市芸術文化奨励賞の交付について（社会教育課）
- 4 青梅市市民センター条例の一部改正について（市民センター）
- 5 青梅市体育施設条例の一部改正について（体育課）

出席委員	教育委員会委員長	買手屋	仁
	教育委員会委員	小野	具彦
	教育委員会委員	松永	勇
	教育委員会委員	阿部	郁子
	教育委員会委員	畑中	茂雄

出席説明員	教育長（再掲）	畑中	茂雄
	学校教育部長	山崎	雄一
	社会教育部長	新井	光昭
	総務課長	清水	宏
	施設課長	大越	久雄
	指導室長	宇田	剛
	教育指導担当主幹	船山	徹
	特別支援教育担当主幹	遠藤	由典
	給食センター所長	市川	民夫
	社会教育課長	山下	正義
	郷土博物館管理課長	久保田	正寿
	中央図書館管理課長	上岡	高史
	体育課長	地引	静雄
	青梅市民センター所長	栗原	博
	長淵市民センター所長	福田	政倫
	大門市民センター所長	加藤	研
	梅郷市民センター所長	高橋	昇
	沢井市民センター所長	市川	芳幸
	小曾木市民センター所長	栗原	秀二
	成木市民センター所長	池田	英喜
	新町市民センター所長	中倉	伸明
	河辺市民センター所長	大谷	宣雄
	今井市民センター所長	英	光一

書記	総務課庶務係長	永沢	雅文
	総務課庶務係	太田	進也
	美術担当主査	石田	治郎

### 日程第1 教育委員長開会および開議宣言

【委員長】 それでは、会議を始めたいと思います。

本日の定例会には委員 5 名が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。

これより、平成 19 年度第 12 回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

### 議席の指定

【委員長】 次に、委員長および職務代理者の改選後、初の委員会でありますので、青梅市教育委員会会議規則第 5 条の規定に基づき議席の指定を行います。

今、各委員がお座りいただいている席を指定します。よろしくお願いたします。

### 日程第2 会議録署名委員の指名

【委員長】 本日の会議録の署名委員には、小野委員を指名いたします。

【委員】 はい、わかりました。

【委員長】 次に、8 月 2 日の第 6 回定例会の会議録につきましては、前回の定例会でお配りし、ご覧いただいておりますので、よろしければこの場でご承認をいただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 御異議がないようでございますので、第 6 回定例会の会議録についてはご承認いただいたということにさせていただきます。

次に、第 7 回定例会および第 8 回臨時会の会議録が机上に配付されております。次回までにご覧いただきまして、次回の定例会でご承認をいただきたいと思います。

### 日程第3 報告事項

#### (1) 委員長報告

【委員長】 それでは、報告事項から始めます。

まず委員長報告ですが、委員の方からございましたらお願いしたいと思います。11 月 3 日(土)に青梅市小・中学生の主張大会、11 月 6 日(火)・7 日(水)に市町村教育委員会研究協議会(第 1 ブロック)がございまして、委員に参加していただきました。何かご感想なりありましたら、どうぞこの場でご発言願いたいと思います。

【委員】 私は、市町村教育委員会研究協議会についての感想を申し上げたいと思います。

今お話がありましたように、11 月 6 日(火)北区の北とびあ、さくらホールというところで開催されました。その内容につきましては、ご一緒いたしました皆様方もご存じのことですが、きょうの定例会の項目にかかわることがありまして、大変勉強になりました。このように、パネ

ルディスカッション、基調講演も含めて話されたことが、青梅市の教育行政、それから社会教育も含めてすべてに活かされるようにしていきたいなという感想です。

それともう一つ、教育委員会のあり方について大分お話がありました。それにつきましても、やはり法の改正等々も含めて、委員長のお話の中にもありましたように、市長部局、それから行政側との連携プレーというものも大事になってくるし、個々の役割もかなり重要であるという思いを持ちました。私自身としましては、区切りなので、また新しいスタートにしていきたいと思えます。

【委員長】 どうもありがとうございます。私も全く同感です。文部科学省と東京都教育委員会が主催している研究協議会で、文部科学省の方からは行政説明ということで、いろいろ法的なことも含めまして、今、委員がおっしゃったような話の内容がありました。

ほかにいかがでしょうか。

【委員】 私は、第1ブロック研修会に出席いたしました。奥多摩町の福祉会館で10月24日（水）に行われました。ここでは漆原智良先生のお話を伺いました。この先生は児童文学者ですけれども、幼いころ、幼稚園のころ、毎日お母さんから読み聞かせをしてもらったということです。小学校に行ってから、もちろんそれもあつたし、自分でずっと日記を書いてきた。こういったことが、やはり今の文学者になっている元、スタートになっているのかなと、私なりに理解してまいりました。きょうも、読書の問題が後から出てきますけれども、やはり読書は大切だなという感じを受けて帰ってきました。

それから、主張大会ですけれども、非常に皆さん一生懸命論理的にお話しされていましたが、聞く方としては、小学生、中学生はほとんどいなかった印象を受けました。できれば、発表者と同年配、同世代の児童・生徒にも聞かせてあげたいな思います。今年は特に、聞く方も少なかったですね。何か理由があつたのかなと思いますけれども、特に同世代の子どもたちにも聞いていただきたいという感じを受けてまいりました。

以上でございます。

【委員長】 なかなか、11月3日（土）という日程が、市のほかの行事もあつたようでございますが、委員がおっしゃったように、やはり少し聴衆の方が少なかったかなという印象は、私も受けました。中身は大変あついもので、よかつたと考えております。

【委員】 委員から先ほど話がありましたけれども、2日目が分科会形式で行われましたので、私は第2分科会の「若手教員をいかにして育てるか」という会に参加させていただきました。

ご存じのように、教員も団塊の世代が退職してまいりますと、若手を採用することになります。若手の採用は、若干社会の採用とずれて、これから若手がもっと多くなる見込みだそうでございます。そして、それをどう育てるかということで報告がありまして、墨田区と群馬県の沼田市の例が出ていましたけれども、参考になる点が多々ありました。青梅市もそういうふうな傾向が見えていると思いますので、これから私も勉強させてもらったことで、少しお役に立てばというふうに思いました。

【委員長】 委員でほかの分科会にも出席された方は、様子を教えていただけますか。

【委員】 私は第3分科会の「地域で取り組む特別支援教育」に出てまいりました。これは埼玉県深谷市とあきる野市が発表されておりました。すごく印象的だったことは、深谷市では特別支援学校の生徒が通常の学校に行き勉強することを、青梅では副籍といっていますけれども、深谷市では支援籍といっております。こんな実例がございました。特別支援学校に通う子どもが、通常学校に支援籍があつて勉強されている。この特別支援学校の生徒の中で特に音楽が好きだという子がおりまして、その子は音楽の授業はいわゆる支援籍の学校で受けています。ある先生が、通常の障害のない子どもたちに、特別支援学校の子が来ますよというお話をした。最初は、そういうハンディキャップがある子のことを、非常にかわいそうだなと思ったそうです。ところが、何回も何回も交流しているうちに、かわいそうというのではなく通常の普通の子どもとしておつき合いできるようになった。これがよくいわれるノーマライゼーションのことだと思ふんですけれども、深谷市ではそういう効果が上がっていますよというお話がありました。

また逆に、通常の学校の生徒で少し問題があるような子は、特別支援学校に行き同じようなこともやっている。通常の学校に通う生徒が特別支援学校に行っている、そういう支援籍をもって学習をしているという例もありました。青梅はまだ逆というのはいないですね。深谷市はそういう先駆的な研究をされておりまして、そのようなお話もお伺いしました。もちろんいろいろな問題があるようすけれども、そういういい例を伺ってまいりました。

【委員長】 大変参考になる報告でございました。

【教育長】 就任してから4週が経過するところですけれども、ここまで非常に駆け足でやってきたという印象があります。その中で、学校訪問、それから主張大会、昨日の研究協議会等に参加させていただきました。昨日は学校評価の方の分科会に出させていただきますけれども、やはり第三者評価とか、あるいは外部評価という形で、学校もこれから取り組んでいかなければならないと感じました。そういったものがマネジメントサイクルの中できちんと生かされると、また学校も変わってくるのかなという印象を持ちました。

もう一点は、非常に学校教育の分野のお話が多いという印象と、社会教育の部分の課題というのか、そういったものも含めて、これから若干バランスもとりながら進めていかなければならないと感じました。というのも、学校教育が非常にシステムティックでありますけれども、もう少し緩やかでもいいのかなという部分と、もう一つは社会教育の方はもう少しシステムティックになってもいいのかなと感じる部分もありますので、その辺のバランスをとる事が必要かなと。なかなか教育というと学校教育というような形になってしまっているような気もしますので、バランスも考えながら、青梅市の教育全体を充実していくべきではないかなと思ひました。

【委員長】 以上で、委員長報告は終了いたします。

## (2)教育長報告

### 1 議会報告

【委員長】 それでは、教育長報告に移ります。報告事項1から始めたいと思います。報告事項1、議会報告の説明をお願いいたします。

【学校教育部長】 まず、本日配付をさせていただいております中で、レジュメの次に、「教育委員会委員長および委員長職務代理者の就任について」という資料がございます。任期等が記載されておりますので、確認のためごらんいただければと存じます。

それでは、資料1によりまして、平成19年第4回青梅市議会（定例会）報告（その2）を報告させていただきたいと思います。

この定例会の会期は、記載のとおり、平成19年9月1日（土）から10月3日（水）までの33日間でございます。このうち、第9回教育委員会定例会で、9月21日（金）に開催されました本会議までの内容につきましては報告が完了してございます。したがって、本日は9月21日（金）の本会議終了後の市議会全員協議会以降につきましては、報告をさせていただきたいと存じます。

まず初めに、9月21日（金）でございますが、市議会全員協議会が開催されてございます。市長提出事項7件、議長提出事項1件が報告されております。このうち、教育委員会関連でございますが、記載のとおり、（仮称）青梅市新中央図書館の運営等について、第68回国民体育大会カヌー競技（スラローム・ワイルドウォーター）の開催について、台風9号の被害等についてを報告いたしましたが、そのうち（仮称）青梅市新中央図書館の運営等につきましては、この後、新井社会教育部長から報告をさせていただきます。

次に、決算審査特別委員会が9月25日（火）から28（金）までの4日間にわたって開催されてございます。初めに、学校教育部関連につきまして報告をさせていただきます。

まず、総務課関連でございますが、2ページから5ページにかけての内容でございますが、4名の委員から質問いただきまして、それぞれ記載のとおり答弁をしてございます。主な質疑項目といたしましては、日本スポーツ振興センター災害共済給付の制度等について、教育委員会事務局職員の訓告処分に対する内容と再発防止等について、学校教職員事務取扱規程の制定の背景等について、子ども110番の家の問題点や課題等について、スクールガード養成講習会等の行政効果と総括について、奨学金支給制度の廃止に伴う新たな融資制度について、成木小学校通学バス運行負担金への国の補助金制度について。また、総括質問では、文部科学省の路線バス活用モデル地域への補助金の補助率などございました。

次に、施設課関連でございますが、5ページから6ページにかけての内容でございますが、1名の委員から質問をいただきまして、それぞれ記載のとおり答弁をしております。主な質疑項目といたしましては、平成18年度に完了した小・中学校の耐震診断結果やその内容の公表および耐震化の基本方針についてでございます。

次に、指導室関連でございますが、7ページから12ページにかけての内容でございますが、7名の委員から質問いただきまして、それぞれ記載のとおり答弁をしてございます。主な質疑項目といたしましては、心身障害学級費の費用等について、青梅市教育推進プランについて、都立

青梅総合高校長を検討委員に委嘱した理由や、コミュニティスクール導入のための検討の有無など、また外国人児童・生徒学級の指導体制等について、教育委員会付議事案の内容やその再発防止への取り組み等について、不登校対策について、スクールカウンセラーの配置状況等について、外国人英語指導助手の導入の経緯や小学校における英語必修化に向けた教育委員会の検討について、いじめシンポジウム開催の経緯や今後の予定について、研修指定校の決定報告および研究課題の決定報告などについて、東京都の学力調査結果の分析について。また歳入では、子どもと親の相談員等活用調査研究事業の委託金の内容等について。さらに総括質問では、コミュニティスクールの導入を青梅市教育推進プランの策定過程で検討しなかった理由について、などでございます。

次に、教育指導担当関連でございますが、12ページの内容でございますが、1名の委員から質問いただきまして、それぞれ記載のとおり答弁をしております。主な質疑項目といたしましては、特別支援教育について、巡回・訪問相談の派遣時間やリーフレットの配付方法などがございます。

次に、給食センター関連でございますが、12ページから14ページにかけた内容で、3名の委員から質問いただき、それぞれ記載のとおり答弁をしております。主な質疑項目といたしましては、学校給食配せん員退職報償金の増加理由等について、学校給食費の収納率等について、はし等の支給内容や一括管理の検討状況についてでございます。

次に、恐縮ですが、26ページをごらんいただきたいと存じます。9月28日（金）市議会全員協議会が開催され、市長提出事項1件が報告されております。

次に、10月3日（水）本会議が開催され、委員会議案審査案件の認定8件、議案5件につきましては、いずれも原案どおり認定および可決されております。また、陳情3件につきましては、そのうち2件については趣旨採択、1件については継続審査となっております。次に、当日提出するはずだった議案1件および青梅市教育委員会委員の任命についての認定1件につきましても、それぞれ原案どおり可決および同意をいただいたところでございます。また、意見書3件につきましても、原案どおり可決してございます。

では次に、新井社会教育部長から報告させていただきます。

【社会教育部長】 恐れ入りますが、報告資料1の1ページをごらんいただきたいと存じます。ただいま学校教育部長からお話がございました9月21日（金）に開催されました市議会全員協議会に提出いたしました（仮称）青梅市新中央図書館の運営等についてご報告させていただきます。

本件につきましては、6人の議員から質問がございました。その主な内容でございますが、2階の座席数と児童の座席数および休館期間について、それから特に質問が多かったのが駐車場の有料化の経過と考え方について数名の議員から質問がございました。そのほかといたしまして、図書館担当職員の配置について、休館期間中の本の貸し出しについて等いただきまして、それぞれ記載してありますように答弁をさせていただいたところでございます。以上が市議会全員協議

会の報告でございます。

続きまして、14ページをお開き願いたいと存じます。こちらからが、社会教育関係の決算審査特別委員会の概要でございます。中段からが社会教育部でございます。

まず社会教育課の関係でございますが、14ページから16ページにかけまして、5人の委員から質疑がございました。質疑内容といたしましては、歳出では、青少年人口を変更した理由について、5カ所に指定管理者制度を導入したことの総括について、地域教育力再生プラン事業の目的と内容について、市民センターのサークル活動と営業行為、市民参画時代の中での社会教育のあり方、社会教育の平成18年度の総括および青少年の社会参加を促す講座の実施について。歳入では、社会教育費都補助金の名称と補助額変更の内容についてでございます。それぞれ記載してございますように答弁をさせていただいたところでございます。

次に、博物館管理課に対しましては、16ページでございますが、お1人の委員から質疑がございました。質疑内容でございますが、東京都文化財補助事業補助金の減額理由について質疑がございまして、記載してございますような答弁をさせていただいております。

次に、16ページから21ページにかけまして美術館関係でございますが、関連質疑を含めまして延べ6人の委員から大変多くの質問がございました。質疑内容の主なものといたしまして、歳出では16ページから17ページにかけまして、入館者数の表記、常設展の表記、有料入館者数、多摩秀作美術展の趣旨等、入賞者の再受賞の可能性および市内の入選者数、美術作品の選定と入手方法および入手金額の選定、収蔵作品記載数について質疑がございました。17ページから19ページにかけましては、入館者数減の評価、集客増の方法、活性化すべきとの市民意見とその方策、運営委員会の検討内容と委員の選定基準および委員の構成、保管料、作品収集事業の継続、地域美術館としての検討、運営委員会のメンバーの再考、美術館でのコンサート開催の審議内容、美術館の運営主体、新緑祭の音楽会について、関連して美術館でのコンサートの開催についての方針と運営委員会での検討結果について質疑がございました。

とびまして、19ページから20ページにかけましては、美術作品購入の内容と価格、収蔵方針との整合性、購入先と購入作品の決定者、価格の決定と毎年度購入する必要性、収蔵作品の数、収蔵作品の総額、絵画の評価額の決定方法、購入作品の平成18年度貸し出し数とその内容について質疑がございました。

21ページになりますが、歳入でございます。美術作品取得基金購入の作品の内訳と購入先、購入する場合の価格について、関連して評価額と購入価格との差について質疑がございまして、それぞれ記載してございますような答弁をさせていただいたところでございます。

次に、中央図書館でございます。これに関しましてはお1人の委員から、図書館の開館時間と問題の有無、運営の課題と図書館のあり方についての検討について質疑がございまして、記載してございます答弁をさせていただいております。

次に、体育課の関係でございますが、22ページから25ページにかけまして、関連質疑を含めまして延べ10人の委員から質疑がございました。質疑内容といたしましては、水泳場の入場

者数に対する入場料、青梅スタジアムの使用可能回数と使用団体について、室内温水プール開放事業の助成費と1人当たりの利用料金について、風の子・太陽の子広場の利用者の動向と入場者数、木製遊具の撤去工事の内容と新設の考え、ブランコを撤去しない理由と焼却炉について。23ページ、屋外体育施設整備業務委託の実施時期と場所、さらに3月に行う理由、永山公園のテニスコートの整備内容、整備を行わなかった施設の対応、整備回数をふやすことの検討、原材料費の内容、砂・塩カルの量と作業状況、東原水泳場の開場時間延長の理由と開場日数の検討、シユノーケリング教室の実施年数と目的、講師と報償金について質疑がございました。とびまして25ページになりますが、わかぐさ公園球技場の利用団体数と利用団体、青梅スタジアムなど球技場の市外利用者の検討について、それに関連しまして芝の育成と利用率についてございました。その下段でございますが、地域市民運動会の交付金の使途と運営方法、運営主体と自治会未加入者の参加率、今後の検討について、青梅マラソンの屋外臨時トイレの改善について質疑がございまして、それぞれ記載してございますような答弁をさせていただいております。

次に、26ページの市民センターに関しましては、梅郷および沢井市民センターのプールの入場者の前年度比較と無料の理由について質疑がございまして、それぞれ記載してございますような答弁をさせていただきました。

以上で、社会教育部関係の報告とさせていただきます。

【委員長】 報告が終わりました。ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見がございましたらどうぞ。

特にないようですので、報告として承ったということにさせていただきます。

## 2 「平成19年度全国学力・学習状況調査」の結果について(教育指導担当)

【委員長】 続きまして、報告事項2、「平成19年度全国学力・学習状況調査」の結果について、説明をお願いいたします。

【教育指導担当主幹】 報告資料2にもとづきまして、「平成19年度全国学力・学習状況調査」の青梅市における結果、概要についてご報告いたします。

先日、10月30日(火)にこの結果が公表されました。この調査は、平成19年4月24日(火) 小学校第6学年、中学校第3学年のすべての児童・生徒を対象に、文部科学省が行ったものです。この資料は、その結果にもとづく分析の結果について掲載をしている資料でございます。1枚目は国語、その次が算数・数学、最後が質問紙と3枚つづりになってございます。

まず、この表ですが、左側に小学校、右側に中学校、それぞれの状況について記載をさせていただきました。国語Aが知識についての調査、Bがその知識の活用状況についての調査でございます。国語から順を追って説明させていただきます。

「課題となる力」の欄をごらんください。ここに四角囲みであります重点課題と申しますが、これから重点的に私たちの方で指導していかなければならない、高めていかなければならない力であるととらえています。その下にございます 印、ここがそれぞれの調査の結果の中から、問

題の種類を見ていきますと、こういった力を育てることが課題であるにとらえられた具体的なものでございます。その右側にあります「授業改善の視点」と申しますのが、その左側の重点課題等をクリアしていくために、達成していくために、これからどんな授業を展開していかなければならないかを示したものでございます。四角印で表示をしてございます。

国語 A につきましては、小学校では要点を把握する力、既習漢字の活用、ここに重点的な課題があるにとらえております。中学校につきましては、ひゆ等の表現技法に関する基本的な理解、ここが課題であるにとらえております。

国語 B、活用能力につきましては、小・中学校ともに情報を読み取る力、あるいは取り出す力、ここに課題を見いだすことができました。

次に算数でございます。小学校、算数 A につきましては、整数、少数、分数の関係についての理解。数学 A につきましては、体積、表やグラフを読み取る力、方程式、確率、ここに重点的な課題を見いだしました。

算数 B につきましては、小学校では情報過多の中から必要な情報を選択し、筋道立てて考える力、数学 B におきましては、ものごとを発展的に考える力、ここを重点的な課題にとらえております。

次のページにまいります。ここは質問紙における調査の結果の概要でございます。東京都の調査の結果と同じような傾向が見られました。上から 4 つ目をごらんください。「読書が好き」と感じている児童・生徒は、そうでない児童・生徒より「国語」の平均正答率が高い傾向がある。この調査からだけではすべてのことを語ることはできないわけですが、この調査ではこのような結果が見られました。また、学習習慣の定着という視点からは、家庭との連携が必要であることが明らかになりました。

今後のこの資料の活用ですが、本日皆様にご提示しました資料を各学校に配付すると同時に、この資料はホームページに掲載をしていきたいと思っております。また、学校は現在、授業改善推進プランを一人一人の教諭がつくって指導を進めているところですが、各学校のデータをもう一度分析をし、現在進めている授業改善推進プランの修正を加え、授業改善に生かしていくよう導いていきたいと思っております。また、特に一人一人の子どもたちの状況を教員一人一人がよく確認し、特に正答率がよくなかった児童への指導について、このデータを活用するようという事で、各学校に指導していきたいと思っております。

さらに今後は、国語力の向上を図るモデル授業の検討、それから小・中一貫教育等の中で子どもたちの学力を高めていく具体的な手だてを打ち出していきたいと考えております。

以上が報告でございます。

**【委員長】** 報告が終わりました。ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見ございましたらどうぞ。

**【委員】** この調査の目的の一つに、一人一人の学習の改善、学習意欲の向上につなげるというような目標があったように記憶しておりますが、今も主幹から話があったように、学校とか市とか、

そういう大きな一つの扱いはなくて、やはりきめ細かに一人一人の指導につながるような結果の利用の仕方をぜひ学校に指示していただきたいと思いました。

それと、B評価の方が全体でも低く出ている傾向があるということは、やはり子どもの知的な理解の応用が効かないというか、活用ができない、そういう能力が非常に落ちているということは、今までいわれてきたことですよね。そういう意味で、より一層の授業の改善というか、やはり教師主導型から子どもを活動させる授業への転換というものが必要だろうと思うので、その点もあわせて、主幹がおっしゃったとおりですので、ぜひよろしく願います。

【教育指導担当主幹】 委員のおっしゃるとおり、私たちも例えば校長会でこの件について周知をすると同時に、指導主事訪問などで今各学校に回って行って、指導主事が実際に授業を見ながら、一人一人の教員にそのような視点からアドバイスをしていきたいと思っております。

【委員長】 ほかにいかがですか。

【委員】 国語についてはもちろんですけども、算数とか数学についても、例えば中学校の数学Bで、「変化を読み取り」とありますが、言ってみれば読解力ですね。算数にしる何にしる、やはり国語力というのはすごく大事だと思いますので、一層読書の推進を進めていただければいいのかなという印象を受けました。

【委員】 私も、両委員と同意見です。一つ、私思いますのは、まず、3ページに が6つございますが、下の2つが解決に向けての取り組み方というような見方をしました。下から2番目「読書に関する習慣の一層の定着が課題である」ということは、定着を図りたいということになると思いますが、これは学校訪問をした際に、子どもたちがどんな本を読んでいるかということを生先生が把握しまして、机の上に何か貼るとような工夫をされている学校がございました。そのように、子どもたちが読んでいるものを先生がきちんと把握できるということが大事なことです。これについて家庭との連携が大事だというお話が主幹からありましたけれども、その内容について話し合えるということが大事かと思っています。

それからもう一つ、最後の ですが、「家庭における学習習慣の確立が課題である」とあります。この「学習習慣の確立」というところですが、括弧書きにありますように、自宅での予習等というようなこともございます。

一つお聞きしたいのですが、児童・生徒への課題を学校、先生が教科によって与える宿題ですが、これは現在、どんな形で児童・生徒にされているのでしょうか。

【教育指導担当主幹】 家庭での学習ですが、これは学校で統一して取り組んでいるところと、各教員が自主的に課題を出しているところとございます。例えば、先般、学校訪問をした学校では、漢字を1年生から6年生まですべての学年、すべてのクラスで、5問宿題・3問テストというような形で実践している学校もあります。どこの学校でどの程度ということは、数字として私どもにとってはないんですけども、学習習慣の確立が課題であるということを学校に明示しまして、それぞれの学校での取り組みにつなげるように導いていきたいと思っています。

【委員】 課題や宿題を子どもたちに与えて、その結果をどうするかが私は重要かと思えます。

それは先生の授業力、指導力の中に入ることであり、児童・生徒とのかかわりの中で確認をして授業に生かしていく。当然現在もそうされていると思いますが、家庭での課題というならば、その点にもう少し力を入れていただきたいと思いました。ですから、先生が一人一人見ると、とても時間がかかり過ぎて忙し過ぎて見られないということになって、だんだん宿題というものが遠ざかってきたような傾向があるのではと想像されます。委員がおっしゃったようなことを含めたものも、だんだんと力がついていくなというように思いました。指導室が学校を指導されるときに、大変細かいことで恐縮ですけれども、そのあたりを見ていただくとありがたいかなと思いました。

【委員長】 私も、各委員の発言、ほとんど同感です。少し違う角度からこの結果を見ますと、この学力の調査結果はごく当たり前で意外性はございません。基本的な問題よりも応用問題の方が低い。それから、周辺の調査で が6つあります。これも今まで言われてきたことばかりです。ある意味では、今まで我々が感じてきたこと、やらなくてはならないことを再確認したという意味で、やはりきちんとすべきことはやらなくてはならないという資料だと思います。従って、あわてて何か新しいことをやって対応しなくてはならないという結果ではなかった。地道に努力すべきところは努力していかななくてはならないというとらえ方をしました。

ほかによろしいですか。では、報告として承ったということにさせていただきます。

### 3 青梅市小・中学校一貫教育検討委員会のまとめについて(教育指導担当)

【委員長】 続きまして、報告事項3、青梅市小・中学校一貫教育検討委員会のまとめについて、説明をお願いいたします。

【教育指導担当主幹】 報告資料3にもとづきまして、青梅市小・中学校一貫教育検討委員会のまとめについてご報告をさせていただきます。

青梅市小・中学校一貫教育検討委員会によりまして、青梅市教育推進プランにございます青梅市における小・中学校一貫教育の基本的なあり方について、検討を進めてまいりました。ごらんいただいておりますA3の2つ折りの資料がまとめになります。

まず1をごらんください。青梅市における小・中一貫教育の目的を示してございます。「青梅で学び、青梅で育つ児童・生徒に、9年間にわたる継続的で一貫性のある学校教育を実施することにより、小学校から中学校への接続を円滑にし、本市における教育課題の解決を図るとともに、児童・生徒の『人間力』の一層の向上を図ります」と、ここに目的を示してございます。この一貫教育を実施し、さらにその充実を図ることで、1ページ目の真中にございます3つの効果が得られるということを期待しての実施でございます。

1点目が学力の向上、2点目が継続的な生活指導の実施、3点目が小学校から中学校への円滑な接続、この3つが一貫教育によって得られるものであると考えております。

めくっていただきますと、中に「青梅市における小・中学校一貫教育の考え方」とございます。本市の一貫教育の特徴として、次の3つを挙げさせていただいております。

まずは、「一貫教育対象校を指定し、小・中学校一貫教育を実施します」。対象校の具体的な案が、そのページの下に掲載してございます。この一貫教育対象校それぞれの対象校同士で9年間の系統的なカリキュラムをつくっていくという形をとっていかうと考えております。

2点目が、「多様な地域の特色に応じて展開します」ということです。青梅市では、児童数を初めさまざまな条件が学校によって大きく異なっているという状況を踏まえまして、またこれまでそれぞれの小学校、中学校が連携による教育活動を行ってきました。これらの成果や特色が生かせるように、すべての対象校で同じことが行われるのではなく、それぞれの対象校ごとに特色を生かした独自のカリキュラムが編成できるようにしていきたいと考えております。青梅市全体で一律のカリキュラムをつくって、これにもとづいて一貫教育を進めるという形のものではございません。それが、この2点目に示してございます。

3点目が、「カリキュラムに一貫性をもたせます」というところです。一貫教育と申しまして、さまざまな形態がございまして。建物も一緒にするという形ではなく、あくまでも現存の校舎、敷地等を利用した中で、9年間の系統的なカリキュラムをつくり、このカリキュラムに一貫性をもたせることをもって小・中学校を一貫教育ととらえるということが、ここに示してございます。

見開きの次のページ、「カリキュラムの作成について」です。ただいま申し上げましたカリキュラムにつきましては、青梅市として「育てたい力」・重点、これは仮称ですが青梅市教育委員会の方で主催いたします小・中学校一貫教育推進委員会というものを設置いたしまして、この中で協議をし、明らかにしていく。そして、その協議を踏まえて、一貫対象校ごとに「育てたい力」・「重点」を打ち出し、その上で9年間で育てる力を明確にしてカリキュラムをつくっていく。このような手順で考えております。

最後のページになりますが、「今後の予定」でございまして。このまとめをもとに、今年度中に20年度から22年度までの流れを具体的に詰めてまいりたいと思っております。小・中学校すべての学校において一貫教育が実施されるのは22年度を目途にしたいと考えております。20年度、21年度には、モデル校における先行研究を実施し、その成果を踏まえて22年度につなげていきたいと考えております。

以上がご報告でございまして。

【委員長】 説明が終わりました。各委員からのご質疑をお願いしたいと思います。

【委員】 非常に短い期間の中でよくおまとめになられたということに敬意を表したいと思います。

めくったところに、「カリキュラムに一貫性をもたせます」とありますが、難しいなと思うのは、この中に「本市における小・中学校一貫教育は、小学校と中学校が同じ施設で一体的に進める形態ではありません」と、こうなっていますけれども、将来にわたってもこの方針でいくということでしょうか。現在の状況からは、これでいくということでしょうか。そのことを確かめたいと思います。

【教育指導担当主幹】 現在は、22年度を目途に進めていく中での小・中一貫教育のあり方に

ついてでございます。まずは、現段階では、建物を一緒にするのではなく、カリキュラムの一貫性を通して全校で実施というふうに考えております。

【委員】 ということは、将来そういった機運があれば、小・中一体になった日野学園スタイルのことも考えられるということでしょうか。

【教育指導担当主幹】 現在の段階では、もし仮にそれらのことがあった場合に、部分的に一つの地域でそういうこともあり得るといような範囲で考えております。それ以上先については、この会では検討しておりません。

【委員長】 そうすると、このようにとらえていいですか、平成22年度までは「参考」にございます上から2番目の「小・中一貫教育」、ここに重点を置いたととらえてよろしいですか。

【教育指導担当主幹】 基本的には、この「参考」のところに上から2段目の「小・中一貫教育」を進めてまいります。そこを進めていくために、この一貫教育対象校を設置し、この一貫教育対象校を4番目にあります「小・中一貫教育校」に置き換えた形が一貫教育対象校というふうになります。一貫教育対象校において小・中一貫教育を進めていくという形になります。

【委員長】 小学校と中学校がそれぞれ独立していると、こういう解釈ですね。

学習指導要領の小学校6年生の部分と中学校1年生の部分、これがかなり融合できる形があったようにも記憶していますが、その辺はどうなっていますか。

【教育指導担当主幹】 現在、稲城市でその接続について、算数を中心に各単元を洗い出して関連性を図るような実践が行われています。本市でも、その先進的な実践については参考にさせていただきたいと思っています。

【委員長】 法令的にその整備はされているのでしょうか。小学校の学習指導要領と、中学校の学習指導要領と、ある部分では融合や共有できると部分があるとして、例えば中学校のある部分を小学校で教えることができると、このような融合が法令的に、一貫校ということではなくてできるということを、どこかで聞いたのですが。

【委員】 その件は、中学校の免許しかなくても小学校の指導をできるというふうに、現在は文部科学省が認めているというように伺っています。

【教育指導担当主幹】 中身につきましては、現在私どもで考えておりますのが、その部分を融合して一つのものにしてしまうという形ではなく、小学校は小学校の教育課程、中学校は中学校の教育課程、それぞれを行いながら、それぞれの単元について系統性を持たせると。例えば中学校でこの単元についての力が弱いということが明らかになれば、その単元につながる小学校の単元はどこかを洗い出し、その部分の接合を図っていくというような形で考えております。

【委員】 青梅市でこの小・中一貫教育を実行するに当たって、青梅市ではこういうことが問題になるとか、あるいはこういう問題を解決しないとうまくいかないのではないかと、委員会では把握されていますか。

【教育指導担当主幹】 私どもの方で今一番頭を悩ましておりますのが、一貫教育対象校のあり方についてです。特に、一つの小学校が複数の中学校に分かれて進学するという学区割が、現在、

第四小学校、若草小学校にあります。あと一部、霞台小学校も含まれております。このような状況の中で、保護者の方が不安を抱かないで納得していただける、そのような一貫教育対象校のあり方について、大きな課題になっております。

【委員】 一貫教育まではいかなくても、今まで小・中の連携ということがたくさん行われてきているわけですが、今のような形の場合の負担といえますか、中学校側は何校かに対して同じような条件であたりますけれども、小学校が幾つかの中学校に分かれていく場合にあっては、極めて連携の負担が重かったというようなことを私は聞いております。そこをどのようにクリアするかというのが課題ではないかと思いました。

【教育指導担当主幹】 委員のおっしゃるとおりに私どももとらえております。この対象校の設置の仕方については、今申しました第四小学校ほかの学校の校長先生、副校長先生方を通して、教職員の意見、このあたりも先々私どもの方で把握していかなければならないと考えております。その中で進めてまいりたいと思います。

【委員】 青梅で行われる小・中一貫教育というものを自分なりに考えてみました。一貫教育をする利点というのは、先ほども話が出たとおり一人一人の子どもを理解するということにあると思うんです。その一人一人の子どもの理解というのは、学力の面、それから社会生活の面で、一人の人間を全体像として小学校も中学校もしっかりと受けとめていこうということです。それが大前提になれば、私は一貫教育というのは余り意味をなさないのだろうと思っております。ですから、そういう意味で、建物ということよりも、もっとソフト面の一貫を望みたいということで、指導のところにも視点が置かれているのと思えますし、それが大事だと私は感じております。先ほど出ました授業の交流も含めた先生の交流、それから子ども同士の部活等々の交流、そういうものが図られて、教育活動が円滑にいくようにという考えのところをしっかりと抑えていただきたいと思えます。その中で育まれる力というのは、本物の力になるだろうと思えます。

【教育指導担当主幹】 ありがとうございます。今、委員からご指摘いただいたような形で、私たちも進めてまいりたいと思います。

この見開きのページの「4 カリキュラムの作成」の、特に「一貫教育対象校における『育てたい力』・重点の設定」で、それぞれの対象校でどんな力を育てたいのか、ここをはっきりさせる段階で、私たちの方も今ご指摘いただいた一人一人を理解する、その中で何を育てるか、そういった形で指導してまいります。

【指導室長】 大変貴重なご指摘、ありがとうございました。小・中一貫というのは、いろいろな地区でいろいろな考え方がある訳ですが、私どもがこの青梅の割合に独特な考えを今回打ち出したのは、小学校、中学校というのは今法的に分かれているわけですが、そうではなくて子どもたちはこの地区で生まれ育って9年間の義務教育を受けるわけです。小・中の分け方ではなく、この地区で9年間義務教育を受ける。その9年間の中で、委員のおっしゃったように、子どもたちをどのように理解し、最初から9年間というひとつの枠で子どもたちをどう育てていくかということに視点を置いてみました。ですから、法的には6年と3年と分かれています。

すけれども、それを一回取り払って、子どもたちが義務教育で9年間、どういう段階でどのような力をつけさせてあげればいいのか、それを一貫対象校で十分考えながら、この地区、この学校区ではこういう子どもたちを育てようではないかというのを、小・中一緒になって一人一人のことを考えながら、理解しながら、それが根底にあるのが青梅独特の考え方ではないかと思っております。

【委員長】 確かに、小・中一貫校あるいは連携は、いろいろなところで既に先行事例がたくさんあります。利点も課題も大変多く出てきているというように承知しています。ただ、利点を真似するというのではなくて、利点あるいは課題を大いに分析しつつ、それとは違った青梅ならではの一貫校をつくっていきたいと教育委員会では思っていますので、ぜひそういう意味で今後とも検討にご努力、あるいは試行の方に進んでいただきたいと思えます。

それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

#### 4 美術作品の寄贈について(美術館管理課)

【委員長】 続きまして、報告事項4、美術作品の寄贈について、説明をお願いいたします。

【社会教育部長】 報告資料4をごらんいただきたいと存じます。美術作品の寄贈につきましてご説明させていただきます。

今回の美術作品の寄贈につきましては、ことし8月にお2人の方からお話がございまして、検討いたしましたところ、いずれの作品も青梅市立美術館の作品収蔵方針に沿うものであり、館藏品にふさわしい優れた内容の作品でありましたことから、寄贈を受けたものでございます。

寄付の内容でございますが、お1人目が福島行一さんです。こちらの方は、作者ではございませんが、戦後を代表する女性画家で独立美術協会会員でもございます伯母・桜井浜江さんの遺作1点を寄贈していただきました。なお、寄付理由、美術館評価は記載のとおりでございます。

お2人目は林利彦さん。この方も作者ではございませんが、ご自身が所蔵しておりました日本を代表する陶芸家・藤本能道氏の作品1点を寄贈していただきました。なお、寄付理由、美術館評価は記載のとおりでございます。

次に、3ページをお目通し願いたいと存じます。寄付申し出作品内訳をごらんいただきたいと存じます。1の福島行一氏寄贈分でございますが、油彩が1点で、評価額は600万円でございます。2の林利彦氏寄贈分でございますが、陶器1点で、評価額は200万円でございます。

次のページ以降に寄贈作品のカラーコピーが添付してございますので、ご参考にしていただければと存じます。

説明は以上でございます。

【委員長】 説明が終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございましたらどうぞ。

よろしいですか。それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

## 5 青梅市子ども読書活動推進事業報告書について(中央図書館管理課)

【委員長】 続きまして、報告事項5、青梅市子ども読書活動推進事業報告書について、説明をお願いいたします。

【中央図書館管理課長】 報告資料5をごらんいただきます。青梅市子ども読書活動推進事業報告書について説明させていただきます。

この報告書は、平成16年12月に策定しました「青梅市子ども読書活動推進計画」にもとづきまして、平成18年事業の推進状況調査をまとめたものでございます。

1枚おめくりいただきまして、目次の裏の1ページをお願いいたします。平成18年度推進状況一覧でございます。青梅市子ども読書活動推進計画に記載しております推進計画事業一覧に沿いまして区分した一覧表です。表中の一番左側の大きな推進区分、家庭・地域等の推進内訳(1)の子育て支援施設等から、(7)市民センター等まで。最初の小計の欄ですが、計画内容61項目中、実施は52項目、未実施が9項目となっております。2の学校では、計画内容12項目中、実施が11、未実施が1。3の関連機関・団体では、計画内容が13項目、実施が12、未実施が1。合計欄、計画内容86項目中、実施が75項目で未実施が11項目となっております。達成率は87.2%ということで、前年度より4.6ポイントの増となっております。

2ページ以下に具体的な実施内容の状況を、推進区分にしたがいまして記載しておりますけれども、新たに実施いたしましたものを申し上げます。

まず2ページ、計画内容「子育て支援センター等における絵本の読み聞かせの充実」で、実施状況欄に記載の(1)おはなしドンドコドンなどの事業がまず1つでございます。とびまして4ページ、下段のウの計画内容「ボランティアとの協働による読み聞かせの実施」で、高校生のおはなし会など。それから6ページの上段、「保育園の読書施設・設備等の改善」で、図書コーナーの設置など。さらにとびまして12ページ、最下段の「子どもの読書活動に関する報告書の作成」、裏面の13ページ上段の2項目、「(仮称)新中央図書館の新設」でございます。

以上が、新規に行いました事業でございます。

以下、23ページからは関連します資料を掲載しております。

なお、本年度まだ未実施の項目につきましては、平成20年度までの達成に向けました取り組みに努めるということでございます。

大変ざっぱくですが、以上説明とさせていただきます。

【委員長】 説明が終わりました。ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございましたらどうぞ。

【委員】 ただいまの説明をお聞きしまして、たくさん活動されているなという実感です。39ページの(6)公共図書館との連携というところで、お尋ねしたい項目がございます。1つは連絡会開催という記載がございますが、この連絡会というのは学校と公共図書館との連絡会ですか。もう一つは司書の巡回訪問というのがありますが、これも学校の司書の方なのか、公共の司書の方たちなのか、そのあたりを詳しくご説明いただくとありがたいなと思います。

【中央図書館管理課長】 実際には開催されなかったわけですが、公共図書館の司書と学校図書館司書教諭との連絡会という形を考えております。それから、司書の巡回訪問につきましても、公共図書館の司書というふうに、この読書活動では考えております。

【委員】 そうしますと、実施校なしということですが、これは今年度の目標とされた活動であったのか、それともこれからであるためにゼロ校なのか、そのところをお願いします。

【中央図書館管理課長】 この読書活動推進計画は、実施は平成17年から20年度までの4年間を考えておまして、その間に実施をしていくということでございます。今年度については実施できなかったということございまして、今後、未実施校につきましては20年度までの間に実施していくように考えております。

【委員】 大変いい試みかと私は思いますので、またその結果を教えていただければと思います。

【委員】 指導室にお願いですが、「子どもいきいき学校づくり」事業として読書活動に取り組んでいる学校が非常に多いということがこれでわかります。先ほどの学力調査との関連においても、読書がいかに重要であるかということももう言うまでもないわけです。そういう中で、子どもの活動としての、本を読む活動以外にも、やはり委員会活動とかそういうものも極めて重要なことだと思います。

そういう視点から見ますと、38ページの中学校の放課後の開館というのが2校となっています。昨年は泉中が入っていて、それ以外にもう1校生まれたということですので、進歩しているわけですが、これではやはり生徒の読書活動というのは、朝読書だけでは広まっていけないんじゃないかと、こう思うわけです。そういうわけで、指導室からももっと放課後の活動を活発にしてみたらいいのではないかと感じました。

今申し上げましたように2つの視点で、1つは読書の層を広げる、深めるということと、もう一つは子どもたちの活動の場としての図書館の活動というのは、多くの学校でやられていますが、恐らくこれでは全くやられていないとしか受けとめられないわけです。そういう意味で、委員会活動として開館すべきじゃないかなと思いました。そうしますと、委員会活動として、読書をふやす企画とか、子どもたちは喜んでやるはずではないかと、そういうものを取り込んでいただくとありがたいなという気がします。

【委員長】 中学校における放課後の図書館の開館が難しいということがもしおありでしたら、それも含めて今の委員のご質問にお答え願いたいと思います。

【指導室長】 ご意見ありがとうございます。中学校につきましては、この放課後の開館が進まない理由として、一つは部活動に行くと子どもたちが余り来ないのではないかとということと、それから生活指導上の管理の面で、子どもたちだけでということが考えられるわけです。委員のご指摘のとおり、やはり図書委員会というのはどの学校にもあるもので、図書委員会の子どもたちを使ってそれをPRしていくということで推進されると思いますし、管理上のことにつきましても教員はもちろん学校内におられるわけですし、幸いなことに青梅の中学校は生活指導が落ち着いている学校が多いので、そういったところで放課後での開館を促進していくような形で、校長会等

を通じて投げかけていきたいと思っております。

【委員長】 校長会等を通じて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【教育長】 1ページに達成率87.2%と書いてありますけれども、計画があつて実施をして、未実施の状況もあるわけですが、評価という点ではこれをどういふふうに受けとめておるのかということと、未実施の幾つかの理由がありましたら、特に(6)の図書館の4項目、これについて説明をしていただけますか。

【中央図書館管理課長】 図書館の未実施ですけれども、10ページから11ページに中央図書館に関連する事業内容がございます。例えば10ページ、YA(ヤングアダルト)コーナーの実施ですが、これは新中央図書館が開館すると実施という形になりまして、サービスも始まりますので、現状では未実施ということでございます。そういった新中央図書館の開館に絡む部分が、現在では未実施という内容でございますので、開館後は実施という形になる項目がございます。

【委員長】 よろしいですか。それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

## 6 諸報告

### (1) 委員会等会議録

#### ア 社会教育委員会議会議録(社会教育課)

### (2) 事業等実施予定

#### ア 第5回ウォーキングフェスタの実施について(体育課)

### (3) 事業等実施結果

#### ア 文化財コンサートについて(社会教育課)

#### イ 青梅子ども読書活動推進事業講演会の実施結果について(中央図書館管理課)

#### ウ 西多摩地域広域行政圏体育大会の結果について(体育課)

#### エ 青梅市民スポーツレクリエーションフェスティバルの結果について(体育課)

【委員長】 続きまして、報告事項6、これは諸報告ですが、あらかじめ各委員が事前に目を通してありますので、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 中央図書館管理課にお尋ねしたいと思ひます。青梅子ども読書活動推進事業講演会の実施結果について、私も参加したいと思ひていたのですが、都合が悪くて伺えませんでしたので、少し簡単な状況説明をしていただきたいということと、5番目、参加者30名とございますが、これの内容について、学校関係とか児童・生徒が参加されていたかどうかお尋ねしたいと思ひます。

【中央図書館管理課長】 この講演会につきましては、小野委員にもお出かけいただきました。参加者の方では、実際にはお話をする技術についてや、実際にこうしたらいいというようなお話が多かったものですから、参加者はお子さん連れお1人の方ぐらいで、あとは大体大人の方でした。保育園の先生とか、具体的にはわかりませんが、それらしい方、実際にそういうことをやっている方だとか、これからやりたいという大人の方です。手元にアンケートを持ってきていけませんので細かくはわかりませんが、大変に具体的な内容でしたので、これからされる方、実

際にお子さんにはこういう本がいいというような具体的な本を挙げて説明をされていましたので、そういった点はお子さんが現場にいなくても非常に参考になったのではないかと思います。

【委員長】 関連して、当日参加されました委員、もし感想がございましたらお願いいたします。

【委員】 山花郁子さんの話を聞いたのは初めてですけれども、この方はあんなお年だと思わなかったほど、お年を召してらっしゃいました。しかし、はつらつとブックトークをなされ、最近子どもに対してだけでなく、老人に対してのブックトークというのも非常に行われているという事です。そういう意味で、本を相手に薦める機会がある際に、薦め方が会得できたらいいなという願いを持って参加をさせていただきました。私以外の29名の方は大変熱心に聞かれていたように思います。そして、自分も機会があったらやってみたいなという思いを持ってお帰りになられたというふうに私は受けとめました。

【委員】 学校で子どもに読書活動を進める、それから社会教育分野の中でも進めていく、そういう意味でこれから一歩先の事を考えますと、直接子どもたちが聞くチャンスというものもまた必要かなと思いました。この参加者30名は、実際に各学校でお話をしていたり、それからサークルで活動していたりという方たちが多かったのではと思います。ですから、その方たちが学級に行って細かい活動をするという方法もございます。ございますけれども、またひとつ社会教育課の活動においては、大人ではなく子どもを集めてというようなことも企画としてあったらいいかなと、前回のときに伺って非常に感動しましたので、そのような感想を持ちました。

【委員】 委員の意見、私も賛成です。誤解を生むといけませんが、小さな子どもたち、それから老人だけではなく、私がかつて過ごしてきた中学校の中では、教員にこういったことが好きな図書担当がおりまして、中学生に向けてもやはりブックトークをやっていくという、そういう経験がございます。そういう意味では、各センター図書館、これから新中央図書館ができますので、そういう所で対象別のブックトークをなされるといいなというふうに私も思います。

【委員長】 よろしいですか。それでは、報告として承ったということにさせていただきます。報告事項は以上で終了いたします。

【委員長】 ここで、休憩の時間を取りたいと思います。15時10分から再開いたします。

～ 休 憩 ～

【委員長】 それでは再開いたします。

#### **日程第4 協議事項**

##### **1 平成20年度教育費予算の編成について**

【委員長】 次に、協議事項に移ります。協議事項1を議題といたします。

平成20年度教育費予算の編成について、説明をお願いします。

【学校教育部長】 協議資料1をごらんいただきたいと存じます。平成20年度教育費予算の編

成について、ご説明をさせていただきます。

初めに、青梅市の予算編成に当たりましては、基本方針に記載してございますが、1の「青梅市予算編成方針について」の中で触れてございます。平成20年度の財政見込みについては、その中段くらいになります記載してございまして、一般会計は「歳入にあっては、市税がわずかに増加するものの、地方交付税の大幅な減額が見込まれる。また、市の一般財源は、平成19年度を下回る見込みという非常に厳しい状況にある」と推測してございまして、財政事情につきましては例年同様に厳しい状況を踏まえているところでございます。そういったものを受けまして、

の青梅市総合長期計画の推進以下4項目について、予算編成の基本としたところでございます。次に、2の「教育予算の基本的な方針」でございまして、記載してございましており、「『青梅市予算編成方針』を踏まえるとともに、事務事業評価の予算への反映や行財政改革への対応、市長指示事項や市議会への約束事項等を基本的留意事項として、下記の内容を教育委員会の基本方針として予算編成を進めるものとする」としたところでございます。

まず 点目でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」等教育関連三法の一部改正が図られる中で、予算積算等必要な措置を図ることといたしました。といたしましては、「青梅市教育推進プラン」にある提言を踏まえ、青梅市教育委員会の教育目標や総合長期計画の実現に向けて、平成20年度に取り組むべき教育施策の予算化を図ること。といたしまして、教育課題の適切な対応のため、必要な経費を予算化すること。としまして、厳しい財政状況の中で、緊急度、必要度等をよく吟味し、事業の点検、見直しを実施しながら、効率的な予算積算に努めること。といたしまして、事業の予算化に当たっては、常に特定財源の確保に努めること、を基本的な予算編成に向けます方針といたしまして、事務を進めたところでございます。

次に、3の「平成20年度青梅市教育委員会の重点施策(案)」につきましては、別紙をごらんいただきたいと存じます。

全体といたしましては昨年と同様な区分でございまして、最後にスポーツ・レクリエーションの振興が新たな項目として追加されてございます。

社会教育部関連につきましては、この後、新井部長から説明をさせていただきます。

それでは、主な項目の概要につきましてご説明をさせていただきます。

まず、(1)国語力の向上に向けた教育活動の推進でございますが、思考力、創造力、表現力などの知的活動の基盤であり、相互理解のためのコミュニケーションを成り立たせている豊かな言語感覚や言語能力を培うため、記載のとおり各種内容につきまして教育を推進しようとするものでございます。

(2)学力向上に向けた施策の推進では、基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るため、記載のとおり取り組みをしようとするものでございます。

(3)小・中学校における一貫教育の推進では、先ほどもご報告させていただきましたが、学校規模や地域の特性を生かすために、義務教育9年間を通じた学習指導・内容、特色ある教育活動等で一貫教育を進めるため、記載のとおり展開を進めようとするものでございます。

(5) 生活習慣に関する指導の充実では、児童・生徒が健康で明るい生活を営み、みずから生活習慣を改善・充実できる実践力を身につけるための取り組みについて、記載のとおり展開をしようとするものでございます。

(6) 体力の向上推進では、体力の向上を図り、たくましく生きる実践力を身に付ける取り組みにつきまして記載のとおり展開をしようとするものでございます。

(7) 健全育成の推進でございますが、記載のとおり、いじめ・不登校への対応を充実しようとするものでございます。

(8) 青梅の伝統・文化を活かした教育活動の充実では、郷土青梅に対する愛着を育み、郷土愛へとつなげていく取り組みにつきまして、記載のとおり展開をしようとするものでございます。

(10) 教育相談機能の充実では、いじめ、不登校等の多様な課題に対応するために、また、特別支援教育の展開に向けて、記載のとおり相談機能の充実を図ろうとするものでございます。

(11) 特別支援教育の推進では、「青梅市特別支援教育実施計画」に基づいた特別支援教育の展開につきまして、記載のとおり対応しようとするものでございます。

最後に(13) 学校施設の安全対策の推進では、児童・生徒の安全確保と市民の避難場所としての役割を果たすために、記載のとおり校舎等の耐震化を推進するとともに、計画的に教育環境の整備を図ろうとするものでございます。

なお、今後の予算編成の日程につきまして、説明させていただきたいと存じます。11月9日(金)から、財政課による教育委員会事務局の各担当へのヒアリングが行われます。具体的な日程につきましては各担当の方で把握しておりますが、そのような日程が組み込まれて、11月の下旬には社会教育部長、学校教育部長から予算要求の概要につきまして理事者に説明を行うこととしてございます。その後、理事者査定を経て、平成20年1月21日(月)に予算規模が決定することになってございます。

よろしくご協議をいただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【社会教育部長】 続きまして、5ページの(14)からご説明させていただきます。図書館事業運営の拡大ということでございます。20年3月1日(土)の新中央図書館の開館に伴います新たなサービスの展開と組織の一元化による運営の拡充を図る。それから、先ほどご説明申し上げました「青梅市子ども読書推進計画」の推進、あるいは図書館のボランティアとの協働、これらに努めてまいります。具体的な取り組みにつきましては、記載のとおりでございます。

(15) 家庭教育への支援でございますが、児童・生徒が家庭において、健康で明るい生活を営み、生活習慣を改善・充実できる実践力を身につけるための支援を講じるということでございまして、後ほどご議論いただきますが、本年度、スローガンを策定いたしました。その展開を図るという内容も一部含んでございます。具体的な取り組みの中で、では国・都の連携、では家庭教育講演会等の開催の取り組みを考えております。

(16) 地域における健全推進の推進でございます。地域社会の中で、心豊かで健やかな子どもたちが育まれる環境づくりの推進でございますが、具体的な取り組みの中にもございますが、本

年6月から霞台小学校で試行という形で始まりました放課後子ども教室、これを推進していこうという内容でございます。

(17) 青少年の体験活動の充実でございますが、さまざまな体験を通じまして、青少年の自立を支援するという内容でございます。具体的な取り組みの中にもございますが、の子ども体験塾の充実、20年度は3年目となりますが、これらを中心に取り組みを進めていきたいと思っております。

裏面をお開きいただきたいと存じます。

(18) 社会教育施設的环境整備でございますが、生涯学習事業の推進に向けて、社会教育施設的环境整備に努めるということでございます。ご承知のように、平成20年度から各市民センターが市長部局へ移ります。そのために、具体的な取り組みの中にもございますが、体育施設の維持管理の充実、それから社会教育施設の耐震・補修、市民センター、郷土博物館等の補修等を実施していきたいというふうに考えております。

最後に、(19) スポーツ・レクリエーションの振興ということでございます。スポーツ振興計画にもとづきまして、いろいろな活動や機会の場を提供していきたいと考えております。具体的には、総合型地域スポーツクラブの設立に向けた取り組みの推進等を考えております。

以上が、社会教育部に関する重点施策でございます。ご協議のほど、よろしく申し上げます。

【委員長】 ただいま学校教育部長、社会教育部長から、平成20年度の教育予算の編成につきましてご説明がありました。青梅市全体予算の編成方針の中で、教育委員会としての予算をどう編成するか、その基本方針と幾つかの重点項目とございますが、重点施策をご報告いただきましたが、これについて協議をしていきたいと思っております。

まず、ご質問、あるいはご意見をお願いしたいと思います。

【委員】 今朝の新聞でしたか、市長選に絡んで青梅の厳しい財政状況が書いてありました。そういう中で、確かに予算をいただくのは大変ですけれども、まず1点お伺いしたいのが、「子どもいきいき学校づくり」推進事業はなくなってしまいませんか。

【指導室長】 重点施策の中に「子どもいきいき学校づくり」推進事業が分散されているという考えでおります。ただ、予算の方に関しましては、第1期が15・16・17、第2期が18・19・20と来年度が最終年度に当たりますので、予算的なものも終息すると思えますか、軟着陸というわけではないですけれども、そういった形では考えております。「子どもいきいき学校づくり」推進事業がなくなるということではありません。

【委員】 では、意見を。2ページに学校教育の方で「体力の向上の推進」とありますけれども、そこに具体的な取り組みが4点挙げられています。子どもたち全体の体力の向上を考えたときには、学校の体育授業を中心とした体育活動の充実が必要ではないかなという思いがしますが、運動部活動の推進というところに偏しているのではないかと、そんな感じを持ちました。

【委員長】 体育の授業ということではなく、部活動という項目で出ているのでというご質問でよ

ろしいですか。

【委員】 意見として申し上げました。

【指導室長】 4点ございます。特に、  
、  
につきましても、確かに部活動というところが非常に大きく出ているところがございますけれども、  
、  
の体力テストというのは平成17年度から本市では始まっております。そしてまた対象の学年も拡大してございます。小学校5年生から中学校3年生まで、その一人一人の体力テストのデータを持ち、子どもたちも自分にどういう課題があるのかということ、そして学校におきましては、教育活動全体の中ということはありませんけれども、特に保健体育科、それから小学校の体育の授業で、子どもたちの課題、そしていいところを伸ばしていくためのデータとして十分に活用していくために、予算請求しながら、現在まで拡大してございます。ですから、  
、  
のところでも一人一人の児童・生徒に対する保健体育の授業を中心としたところで推進していきたいと考えてございます。

【委員】 1の青梅市予算編成方針についてですが、「個人市民税、法人市民税および固定資産税の伸びが見込まれる一方、所得譲与税が皆減となり」とありますが、所得譲与税というのは何でしょうか。

【総務課長】 これは、税金ではなくて、国がいったんストックしたお金を地方に案分することによって譲与する、いわゆる交付金的なお金でございまして、税金の費目ではありません。国から地方へ譲与されるお金という意味です。

【委員】 今と同じページの中で、2番「事業の予算化に当たっては、常に特定財源の確保に努めること」とありますが、特定財源について具体的に教えてください。

【総務課長】 この特定財源というのは、いわゆる補助金や事業の実施にあてるものです。事業を始めたり、制度をつくったりするには、国の補助金だとか、東京都の補助金だとか、いわゆる財源を見つけてきて、なるべく市の持ち出しを少なくして事業を行うように努力しなさいということなんです。

【委員】 補助金というのはいろいろな項目であるという事を聞きました。しかし、それを使う窓口というか、活動がなければ当然必要とはされないわけで、よくすり合わせていただくと、活路があったりするかもしれませんので、このような財政状況を踏まえて、重ねてお願いしたいと思います。

【総務課長】 委員のご指摘のとおり、補助金につきましては、例えばこういう事業をした場合には2分の1補助しますとか、事業の中身については当然いろいろな規定がございまして、各担当課の方で来年度の事業等を予算で組む場合には、20年度の補助内容というのはまだ国も今予算要求の段階ですからはっきり決まっておられませんけれども、昨年度の国や都の補助のいわゆる一覧表のようなものが資料としてございますので、新しい事業を起こすときにはそういうものを参照しながら、何か特定財源として確保できないかとか、事業をこういうふうに工夫すれば補助金に該当するとか、そういうような形は常に各担当は努力しながら、特定財源の確保に努めているところでございます。

【委員長】 青梅市の教育予算の基本方針、5項目ありますが、そのとおりだと思います。1つは、青梅市の教育推進プランにのっとった、あるいは整合性のある重点施策が載っております。これは大変良いと思います。それから、 は緊急度、あるいは必要度に応じて効率的な予算を編成すべきだと思います。今まであったからということでの単なる継続ではなくて、一度ぜひ検討していただきたいと思います。

今後、私どもの予算案を編成いたしまして、理事者への説明となるわけですが、いつごろになりますか。

【学校教育部長】 この後、来年になりますが理事者査定がございまして、最終的な決定というのは、今の段階の日程としては1月21日(月)でございます。

【委員長】 よろしいですか。協議事項ですのでお諮りいたします。

平成20年度教育費予算の編成について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、平成20年度教育費予算の編成について、は承認されました。

## 2 家庭のスローガン策定について(社会教育課)

【委員長】 続きまして、協議事項2を議題といたします。

家庭のスローガン策定について、説明を願います。

【社会教育課長】 協議資料2、家庭のスローガン策定について、ご説明を申し上げます。

まず、家庭のスローガンの策定に至りました背景でございます。近年、都市化、核家族化、地域における地縁的なつながりの希薄化等を背景に、家庭の教育力の低下が指摘され、また少年非行や児童虐待の深刻化、急速な少子化の中で、家庭教育支援を一層充実することが求められております。こうしたことから、文部科学省では、子どもの望ましい基本的生活習慣を育成し、生活リズムを向上させることの重要性について、親が再認識し、親が親としての役割を果たすようになることを目指し、「子ども生活リズム向上プロジェクト」を平成18年度からスタートさせております。また、東京都におきましても、このプロジェクトを受けまして、望ましい生活習慣を確立するため、その役割を担う「家庭の教育力」を学校や地域社会と連携しながら支援する、「東京都子どもの生活習慣確立プロジェクト」事業を、やはり18年度から実施しております。青梅市におきましては、平成18年度および19年度の青梅市教育委員会の教育方針3の「生涯学習の推進と社会教育の充実」の中で、一つの施策として「家庭教育への支援」を挙げ、18年度では「家庭の教育力」の向上を図るために、家庭・学校および地域の連携協力を推進し、家庭教育への支援に努める、また19年度では、国や都との連携による生活習慣確立プロジェクトの推進に努めるとしてあります。

このような流れを受けまして、青梅市社会教育委員会議では、子どもの生活習慣確立の必要性を各家庭にアピールするため、このたび「家庭のスローガン」を策定いたしました。

スローガンの内容につきましてご説明申し上げます。2枚目をおめくりいただきたいと思えます。この家庭のスローガンでございますが、親や子を同時に視野に入れてアピールしているものでございます。タイトルを「わが家を心のオアシスに」ということで、家庭をくつろげる場所、憩いの場所、心のよりどころということにしております。また、サブタイトルでございますが、「見直してみませんか わが家の暮らし」ということで、強制的ではなく、呼びかけとしております。

スローガンは大きく5つに分けて、一日の時間の流れに沿わせて、あいさつから始まりまして、一番大切な「命の尊さ 生きること」ということで締めくくっております。

上から申し上げますと、「交わっていますか おはよう ありがとう ごめんなさい」ということでございます。2番目に「語り合っていますか その日にしたこと あったこと」、3番目「身につけていますか 早寝 早起き 朝ごはん」、4番目「育てていますか がまん やさしさ 思いやり」、最後には「教えていますか 命の尊さ 生きること」ということで、最後に青梅市社会教育委員会議ということにくくっております。これにつきましては一応ポスターということでA2判の大きさを考えてございます。

3枚目でございますが、やはり同じ内容でございます、その各内容の下に説明を入れさせていただきます。

1番目の「交わっていますか おはよう ありがとう ごめんなさい」でございますが、「おはようからおやすみまで あいさつをしましょう 家族みんなであいさつを交わしましょう」というようなことで、それぞれ各項目につきまして説明をさせていただきます。これにつきましては、今ごろになっております大きさ、A4判のチラシとして考えてございます。

最初のポスターにつきましては300枚を作成する予定でございます。配布先でございますが、市立小・中学校、あるいは市内の社会教育施設、あるいは各自治会等を予定しております。また、チラシでございますが、1万5000枚を作成する予定でございます、配布先につきましては、市立小・中学校の児童・生徒、あるいは社会教育施設、あるいは各自治会の回覧用ということで考えてございます。

よろしくご協議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見を承ります。

【委員】 意見でもなく、質問でもなく、感想としていただきたいと思えます。

時間をかけてつくられたと思えます。私が思っていることは、非常に規範意識の低さということを感じています。そういう意味で、そういった要素が盛り込まれなかったという思いがあります。それからもう一つは、難しいことに取り組みされるなと感じました。「教えていますか 生きること」、これは随分難しいことを取り上げたなというふうに思いました。以上です。

【委員長】 何かお答えをいただいた方がよろしいですか。大変難しい投げかけだろうと思えますが、社会教育課長いかがですか。

【社会教育課長】 この家庭のスローガンにつきましては、昨年の9月から準備を始めまして、

18年度につきましては定例会のたびに、扱いにつきましていろいろ意見が出ました。19年度から、どうしようかというのが続きまして、実際にこのような形になりましたのが5月からということで、6回ほど会議をしまして、どのような切り口で家庭にアピールするのがよいかという中で、各委員が文言を持ち寄りまして、100も200も出た中で整理して行って、最終的にこのような5つの呼びかけになったわけでございます。

委員ご指摘の、規範の関係等がないとか、幾つか漏れているところもあるとは思いますが、なかなか難しいテーマということですのですべてを網羅することが困難であった部分についてはご理解いただきたいと思えます。

【委員長】 大変難しいことをお聞きしたことになりますが、一つだけ基本的なことをお伺いいたします。この青梅市社会教育委員会議という会議の位置づけは、今私どもが協議しているわけですが、例えば、この部分については、直した方がよいという意見が出た際に、私たちが異議を申し立ててよいものなのでしょうか。

【社会教育課長】 社会教育委員会議の位置づけでございますが、社会教育法に位置づけてございまして、教育委員会に対しましても社会教育の部門では意見等を述べられるというようなこともございます。今回のこの件につきましては、やはり社会教育委員会議でこのようにまとめましたということで、教育委員会の方にご提示申し上げて、最終的な決定をいただいて、もし訂正等がございましたら、そのようにさせていただくということで考えてございます。

【委員長】 社会教育委員は私どもがかかわっていますのでよくわかりますが、教育委員会に属している機関ですか。

【社会教育課長】 社会教育委員会議というのは委員の任意の会議でございまして、社会教育委員につきましては社会教育法に規定されているということです。社会教育委員についての規定ということでご理解いただきたいと思えます。この会議につきましては、それぞれの委員が任意でまとめて、連絡調整の中での会議ということでご理解いただきたいと思えます。

【委員長】 私が申し上げたのは、以前、家庭教育に関しまして教育委員会があるスローガンを出したときに、家庭教育に対する介入ではないかというご質問が議会でありましたので、もしこのかわりがきちんとしているならば、教育委員会として答えなければなりません。教育基本法でも、学校と家庭と地域が協力して子どもを育てるように定められています。これはあくまでも介入ではなく、お願い、アピールをしているわけですから、啓発活動ということでよろしいですね。

【社会教育部長】 ただいまお話がございましたように、議会の中で以前、「家庭のルール」ということでご説明申し上げましたときに、いろいろご質疑をいただきまして、そこで公権力の介入ではないかというようなお話がございました。それらを含めまして、社会教育委員会議にお話を申し上げ、このような形でスローガンということで、ただいま委員長がおっしゃいましたように、こちらからの問いかけ、提言、アピールという形にさせていただきましたので、公権力の介入というような形は考えていないということでご理解いただきたいと思えます。

【委員】 社会教育委員会議でいろいろ協議されて、立派なスローガンができたと思います。

チラシ用の方で、「育てていますか がまん やさしさ 思いやり」の下の部分が、私の国語力の不足でしょうか、ちょっと違和感を覚えました。「子どものためなら 物やお金を与えすぎないようにしましょう。」「子どものためなら」は他にいい言葉があるような気がします。

【社会教育課長】 子どものことを思うなら、物やお金を与えすぎないようにしましょうというような意味でございます。

【委員】 普通は、子どものためならどんどん与えがちになるから、それを抑えないといけないと、私は理解しました。

【社会教育課長】 そうしますと、「子どものために 物やお金を与えすぎないようにしよう」と、そのような表現に修正させていただきたいと思います。

【委員長】 端的に言えば、物やお金を与えすぎると子どものためになりませんよということをお願いしたい訳ですね。それでは散文的になってしまってスローガンになりませんから、「子どもには 物やお金を与えすぎないようにしましょう」の方がいいかもしれません。

ここは大いに教育委員会では議論になったということをお伝えしたいと思っています。今出た意見がスローガンとして入るようにご検討願えますか。

【社会教育課長】 それでは、委員の皆様のご意見等を社会教育委員の会議にお話しさせていただきまして検討いただくということで、考えたいと思います。

【委員】 今のとも関連しますが、ポスターの方では「わが家を心のオアシスに」と語呂よくきていますね。「がまん」という言葉を入れるのに、「幼い子ども お年寄りを 大切に作る気持ちを持ちましょう」の下でもいいのではないかと思いました。そこはご検討いただけたらいいなと思います。

それからもう一つですが、当然これは考えていらっしゃるでしょうが、ポスターとチラシをお作りになるということですが、「青梅子どもルール」にあるようなポスターなのか、実際市民が目に触れる段階ではどんなものをお考えなのか教えてください。

【社会教育課長】 実際のポスター、チラシでございますけれども、青梅市の航空写真を下に置きまして、カラーで印刷する予定でございます。そのようなイメージで考えてございます。

【委員】 それはもう決定しておりますか。

【社会教育課長】 このスローガンを全体的にどのような格好にするかという中では、やはり青梅市の上から見た地図をメインにということでもとまってございます。

【委員】 それもいいと思います。「わが家を心のオアシスに」というスローガンですから、私の希望を言わせていただきますと、もう少し人が写っていたり、家庭を表現し、暖かく楽しい雰囲気というか、明るい雰囲気を出していただいて、和むようなポスターでもよかったかなと思いました。

【社会教育課長】 委員のご希望等を社会教育委員会議に伝えていきます。

【委員長】 どうしても実践したくてもできない家庭のお子さんも、中にはいらっしゃると思い

ます。そういう家庭にも、このスローガンを出すわけですけれども、フォローは必要だと思いませんので、そういった子どもたちに対するケアもよろしくお願いします。

ほかにございませんか。よろしいですか。それではお諮りいたします。

家庭のスローガン策定について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、家庭のスローガン策定については承認されました。

### 3 平成19年度青梅市芸術文化奨励賞の交付について(社会教育課)

【委員長】 続きまして、協議事項3を議題といたします。

平成19年度青梅市芸術文化奨励賞の交付について、説明をお願いします。

【社会教育課長】 協議資料3、平成19年度青梅市芸術文化奨励賞の交付について、ご説明を申し上げます。

交付の目的でございますが、青梅市芸術文化奨励基金条例第1条に、「芸術文化活動に優秀な業績をあげた市民に、青梅市芸術文化奨励賞を交付し、もって本市における芸術文化の振興と豊かな情操の育成に資する」としております。昭和58年度に第1回の公募をさせていただき、本年は25回目となります。この奨励賞に該当する業績の対象となる期間でございますが、前年の9月2日から本年の9月1日までの1年間でございます。また、被表彰者の推薦・調査等につきましては、青梅市文化団体連盟、社会教育委員、市内小・中学校の校長先生方からの推薦、それから新聞各紙からの情報を収集して行っております。

今回の被表彰候補者につきましては、10月16日(火)開催の社会教育委員会議10月定例会におきまして、交付基準にもとづき協議され、その結果、個人が3名、団体が1団体を決定いたしました。

それでは、内容を説明させていただきます。

まず個人の部の1番目でございます。書道から、市川智美さんでございます。該当事項でございますが、ことしの第59回毎日書道展近代詩文書の部におきまして、公募での最高賞であります毎日賞を受賞いたしました。

2番目、やはり書道でございますが、市立新町中学校1年生の内山裕美さんでございます。該当事項でございますが、ことし2月開催の第22回毎日学生書き初め展毛筆の部、および同年3月開催の第54回全国小中学生優秀作品コンクールにおきまして、両方とも最高賞の文部科学大臣奨励賞を受賞いたしました。

次に3番目でございますが、やはり書道でございます。市立西中学校1年生の鈴木由佳さんでございます。該当事項でございますが、昨年開催の第30回毎日全国学生書写書道展席書の部におきまして、最高賞の文部科学大臣奨励賞を受賞いたしました。これら個人の部の応募総数等につきましては参考欄に記載のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

続きまして、団体の部でございますが、1団体ございまして、音楽から市立第三中学校吹奏楽

部でございます。該当事項でございますが、昨年開催の第12回日本管楽合奏コンテストにおきまして、地区予選の後、全日本大会に出場し、B編成（大編成）優秀校に選出されました。

説明は以上でございますが、この後の事務の流れを説明させていただきますと、今回ご決定をいただきますと、直ちに教育委員会から市長に芸術文化奨励賞の候補者として推薦いたします。これを受けまして、市長が最終決定をいたしまして、芸術文化奨励賞を交付するというようになります。

以上でございますが、ご協議の上、ご決定を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 昨年も書道の方が賞をとられましたし、とても青梅市はこの分野で力があるなと思っています。今回もこれまで同様に発表の場をというふうなことでした。先ほど聞き漏らしたかもしれませんが、こちらの方の作品を展示したり、市民に広く知ってもらおうというようなことで、発表する場というのは考えておられますか。

【社会教育課長】 この発表の場でございますが、昨年、やはり発表の場として美術館等をお借りして実施いたしましたけれども、何年かまとめまして発表の場等を提供して市民の方に見ていただくというような考えがございます。

【委員】 その何年かまとめるというのは、スペースの問題を考慮してのことですか。

【社会教育課長】 毎回の表彰の件数が、たまたま今回は3人でございますが、年度によりましては該当なしというようなこともございますし、かなり多いということもございます。発表して市民の方に見ていただくという場合には、それ相当の作品数を用意しなければいけないと考えておりますので、その作品数のそろった時点、それが2年になるのか3年になるのか、ある程度の作品をそろえさせていただいて展示したいと考えております。

【委員】 私の考えとしては、情報は新しい方がいいですし、喜びも新しい方がうれしいと思いますので、その都度その都度の発表が私は望ましいと思えました。意見としてご検討いただければと思います。そのときに感動を、そのときに共有することがいいのではないかと思えましたので、今後工夫をしていただけたらよろしいかと思えます。

【委員長】 ご意見として伺っていただいて、ご検討願えればと思います。ここでの芸術文化奨励賞の交付については、阿部委員は特にそのことがあるからということではありませんね。

【委員】 先ほど申し上げましたが、発表の場として市民に広く伝えるという点での関連の話です。

【社会教育部長】 ご意見として承っておきたいと思えます。平成22年には新庁舎もできまして、そこには市民ギャラリー等もできると思えますので、そちらの方での展示ですとか、そういう現在は難しいが、工夫できる方法も考えられると思えます。ご意見をいただきましたので、それらを参考に工夫するよう考えていきたいと思えます。

【委員】 楽しみにいたしております。

【委員長】 よろしいですか。それではお諮りいたします。

平成19年度青梅市芸術文化奨励賞の交付について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、平成19年度青梅市芸術文化奨励賞の交付については承認されました。

#### 4 青梅市市民センター条例の一部改正について(市民センター)

【委員長】 続きまして、協議事項4を議題といたします。

青梅市市民センター条例の一部改正について、説明をお願いします。

【長淵市民センター所長】 協議事項4、青梅市市民センター条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

本協議事項につきましては、平成19年4月19日(木)開催の第1回青梅市教育委員会定例会におきましてご協議をいただきましてご承認いただきました青梅市市民センター改革実施計画(案)の実施に向け、青梅市市民センター条例の一部を改正しようとするものでございます。

A4の1枚の裏表になっております協議資料4と書いた方、「青梅市市民センター条例の一部改正について」というタイトルがついてございますが、こちらをごらんいただきたいと思います。

まず、改正の理由でございます。市民センターを広く市民福祉の増進、地域社会の振興およびコミュニティ醸成のための施設と位置づけ、所管を教育委員会から市長に変更しようとするものでございます。

次に、改正の内容でございます。市民センターの設置の目的を定めております第1条第1項の規定を、現行の「生涯学習の観点に立って、地域社会の教育活動の振興と福祉の増進を図るとともに」のところを、改正後は「市民福祉の増進と地域社会の振興を図るとともに」と改めようとするものでございます。

次に、第3条で規定する市民センターが行う事業についてですが、市の事務事業につきましても実施してまいりますので、この資料の中ほどにございます事業に関する規定を改めようとするものでございます。

次に、市民センターの所管を教育委員会から市長が所管する施設に変更いたしますので、第4条ほかに規定されております文中の「教育委員会」を「市長」に改めようとするものでございます。

次に、市民センター付属のプールは、またご協議いただく中で出てまいります。体育施設へ変更になりますので、その規定を削ろうとするものでございます。

次に、市民センター運営委員会につきましては、市民センターの事業内容も変わってまいりますので、現行の運営委員会を廃止しようとするものでございます。

本条例の施行期日につきましては、平成20年4月1日から施行しようとするものであります。

また、(2)の経過措置であります。現在、市民センターの使用につきましては2カ月前から予約ができますので、本条例の施行前に使用の承認をすることになります。このため経過措置を

設けようとするものでございます。

続きまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。右側が現行の規定、左側が改正後の規定となっております。なお、条文のご説明で申し上げます番号は、現行の欄の条文の番号をもとにご説明をさせていただきます。

第1条は設置の目的であり、先ほどご説明申し上げました変更の内容でございます。

第2条および第3条の現行規定は、施設の管理および事業を定めておりますが、改正後は市長が所管する施設に変更されますので、現行の第2条の内容はなくなりますので、現行の第3条の内容を改めたものを改正後は第2条に規定しまして、次にきます第3条を削るものでございます。

次に、先ほどご説明申し上げましたとおり、市民センタープールは市民センターの付属施設でなくなりますので、少しとびますが、第6条第2項、第8条第2項、第9条中の（プールを除く）の項および第10条第1項ただし書きを削ろうとするものでございます。

次に、第14条であります。文言の整理ということで、「施設」を「設備」に改めようとするものでございます。

第18条は、改正後は青梅市組織条例および青梅市事務分掌規則に規定いたしますので削ろうとするものでございます。

第19条から第21条までは、市民センター運営委員会に関する規定でございますので、運営委員会は廃止いたしますので削ろうとするものでございます。

次に、別表第2中、（第6条関係）でございますが、この備考第3号中、「1件3,000円以内において、委員会規則で定める」という規定につきましては、現在市民センターには該当する器具等がございませんので、この部分は改正後「市長が別に定める」と改めようとするものでございます。

別表第3（第6条関係）につきましては、市民センター付属施設のプールが付属施設ではなくなりますので、削ろうとするものでございます。

それから、本条例におきまして、第4条、第5条等、多くの条文の中に「委員会」とございます。これをすべて「市長」に改めようとするものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成20年4月1日から。あわせて現行規定との関係から、経過措置を設けるものでございます。

よろしくご協議をいただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

午後4時

【委員長】 ここで中断いたしまして、お諮りいたします。

青梅市教育委員会の会議規則では、会議の時間が午前10時から午後4時までとなっております。会議の時間延長をしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【委員長】 異議なしと認め、このまま延長して会議を続けます。

【委員長】 ただいまの説明に対しまして、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

新旧対照表を見ますと、かなりの部分が文言の整理というところでございますが、特に1条関係、3条関係は単なる文言の整理ではなく、移管に伴う条文の変更ということになります。

【長淵市民センター所長】 第1条につきましては現行の社会教育施設、そしてまたこの設置の目的につきましては生涯学習の観点に立ってということで、この目的が出ております。これは、市長部局にもっと市民センター利用の拡大を図るという意味で、「市民福祉の増進と地域社会の振興を図る」という部分を大きく変えさせていただこうと思ったところでございます。

【委員長】 補足のご説明をいただきました。

他にご意見、ご質問はよろしいですか。それではお諮りいたします。

青梅市市民センター条例の一部改正について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市市民センター条例の一部改正については承認されました。

## 5 青梅市体育施設条例の一部改正について(体育課)

【委員長】 続きまして、協議事項5を議題といたします。

青梅市体育施設条例の一部改正について、説明をお願いします。

【体育課長】 協議事項5、青梅市体育施設条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本協議事項につきまして、協議事項4のただいまご承認いただきました青梅市市民センター条例の一部を改正する条例を受けまして、関係します市民センターのプール、梅郷、沢井市民センタープールの取り扱いを定めようとするものでございます。

改正の理由でございますが、体育施設の一体的な管理・運営をすることを目的としまして、沢井市民センタープールを体育施設とするため、本条例の一部を改正しようとするものです。

改正の内容につきまして、1としまして、体育施設条例第1条第2項関係の別表第1の表がございまして、長淵水泳場の次に沢井市民センタープールを加えます。2として、沢井市民センタープールを使用の承認を必要としない体育施設に加え、さらに3として、第7条関係の別表第5の表に、沢井市民センタープールを加え、休場日および使用時間を他の市営プールとあわせようとするものでございます。

なお、梅郷市民センタープールにつきましては、平成20年度から事業を廃止することになっております。このため、公の施設として管理しなくなるため、市民センター条例の一部改正において削除され、体育施設としての整備をいたしません。

なお、本条例の施行期日は、平成20年4月1日から施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご協議をいただき、ご承認をいただきますようお願いいた

します。

【委員長】 ただいまご説明が終わりました。協議事項4で承認しました事項とのかかわりで、整合性を持たせたということになるかと思えます。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見がございますか。

よろしいですか。それではお諮りいたします。

青梅市体育施設条例の一部改正について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市体育施設条例の一部改正については承認されました。

協議事項は以上です。

【委員長】 以上で、予定された案件についてはすべて終了いたしました。

その他、何かありますか。

それでは、今後の日程について、総務課長から説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、今後の日程についてご説明申し上げます。

次回の教育委員会定例会でございますが、12月議会の日程の関係で、11月26日(月)午後1時30分より2階会議室で予定しております。その他の日程でございますが、11月10日(土)に、第一中学校において創立60周年記念式典が予定されております。また、11月12日(月)に第三小学校、11月15日(木)に第六小学校の学校訪問を予定しております。いずれも詳細については、後日通知いたしますので、よろしくお願いいたします。

#### **日程第5 委員長閉議および閉会宣言**

【委員長】 以上で本日の日程は終了いたしましたので、閉会といたします。長時間にわたりお疲れさまでございました。

午後4時15分閉会

青梅市教育委員会会議規則第29条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会委員長

青梅市教育委員会委員